

# 香川県報



号 外

平成 18 年

7月14日(金曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 条 例
- 香川県使用料、手数料条例及び香川県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例  
（総務学事課、健康福祉総務課、県立病院課、にぎわい創出課、教育委員会） 三
- 香川県条例の一部を改正する条例  
（税 務 課） 三
- 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（ ） 五
- 職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
（人事・行革課） 六
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香川県警察職員特別褒賞金条例の一部を改正する条例  
（職員課・公安委員会） 八
- 香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例  
（健康福祉総務課） 八
- 香川県都市公園条例の一部を改正する条例  
（観光振興課・教育委員会） 八
- 卸売市場法施行条例の一部を改正する条例  
（農業生産流通課） 一一

### 本号で公布された条例のあらまし

香川県使用料、手数料条例及び香川県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第四十九号）

1 香川県庁地下駐車場、香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場、香川県社会福祉総合センター駐車場香川県サンポート高松交流拠点施設駐車場、香川県立中央病院駐車場及び香川県歴史博物館駐車場について、より一層の利用促進を図るとともに、利用者の利便性の向上を図るため、現行の使用料等について見直しを行い、改定することとした。

2 平成十八年八月一日から施行することとした。

香川県条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第五十号）

1 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正により、個人の県民税の税率の見直しや徴収取扱費の交付時期等を新たに規定すること、また、法人事業税の税率の特例を本則の制度とすること等に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第五十一号）

1 農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令（昭和六十三年自治省令第二十六号）等の一部改正に伴い、県税の特別措置条例について所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第五十二号）

1 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）及び通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十二号）の施行に

- 2 公布の日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香川県警察職員特別褒賞金条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第五十三号）

- 1 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十二号）の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第五十四号）

- 1 平成十八年度診療報酬の改定に伴い、療養の給付に要する費用の額の算定方法に関する厚生労働省告示が制定廃止されたことから、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第五十五号）

- 1 香川県立丸亀競技場の管理について指定管理者制度等を導入すること、並びに栗林公園利用者の駐車場利用の利便性の向上を図ること、及び栗林公園東門前駐車場を廃止し栗林公園東門駐車場を設置することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成十八年八月一日から、一部の規定は同年十月一日から施行することとした。

卸売市場法施行条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第五十六号）

- 1 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）により卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部が改正さ

- 2 公布の日から施行することとした。

条 例

香川県使用料、手数料条例及び香川県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十九号

香川県使用料、手数料条例及び香川県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

第一条 香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 使用料の部 一 行政財産の目的外使用の使用料2の項並びに同表 使用料

の部 二 公の施設の使用料10の項及び12の項中「三十分」を「二十五分」に、「百三十円」を「

百円」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料19の項中「三十分」を「三十分」に、「

百五十円」を「百円」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料22の項及び40の項中「三

十分」を「二十五分」に、「百三十円」を「百円」に改める。

（香川県社会福祉総合センター条例の一部改正）

第二条 香川県社会福祉総合センター条例（平成九年香川県条例第二号）の一部を次のように改正す

る。

別表駐車場の項中「三十分」を「二十五分」に、「百三十円」を「百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年八月一日から施行する。

香川県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十号

香川県条例の一部を改正する条例

香川県条例（昭和二十九年香川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条を次のように改める。

（所得割の税率）

第三十二条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、

百分の四を乗じて得た金額とする。

第三十七条の見出し中「の計算書の送付」を削り、同条中「市町村長は、六月、九月、十二月及び

三月中に、前三月間における事実に基づいて」を「市町村長は、六月中に」に改め、同条に次の三項を

加える。

2 市町村長は、前項の計算書を送付した後、算定した徴収取扱費の額に変更を生じた場合には、当該

年度の三月中に、規則で定める様式による変更計算書を知事に送付しなければならない。

3 知事は、第一項の計算書に基づき算定された徴収取扱費の四分の一に相当する額をそれぞれ七月、

十月、一月及び四月中に交付するものとする。この場合において、七月、十月及び一月に交付する額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該切り捨てた端数の合計額を四月中に交付する額に加えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第二項の変更計算書の送付があつた場合には、当該変更計算書により算定した額を四月中に交付するものとする。

第三十九条第一号中「資本等の金額」を「資本等の金額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金の額」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「資本等の金額」を「資本等の金額」に改める。

第四十一条第二項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第四十二条第一項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第一号中「資本等の金額」を「資本等の金額」に改め、同号ハ中「百分の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の九・六」を「百分の五」に、「百分の九・六」を「百分の五」に改め、同条第三項第一号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の九・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に、「百分の一・五」を「百分の一・三」に改め、同条第四項中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金の額」に改め、同項第一号中「資本等の金額」を「資本等の金額」に改め、同号ハ中「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号ニ中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同項第二号中「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号中「百分の十一」を「百分の九・六」に改める。

第八十八条第一項第三号イ(1)中「一般乗合用のもの」の下に「(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。)」を加える。

附則中第二十七項を削り、第二十八項を第二十七項とし、第二十九項から第二十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十九条第一項、第四十一条並びに第四十二条第一項各号列記以外の部分及び第一号ロの改正規定、同条第三項の改正規定(「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める部分に限る。)並びに同条第四項各号列記以外の部分及び第一号ロの改正規定 公布の日

二 第八十八条第一項第三号イ(1)の改正規定 規則で定める日

(経過措置)

2 改正後の第三十二条の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の県民税については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 改正後の第二十七条の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

4 改正後の第四十二条第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の規定、同条第三項の規定（税率に係る部分に限る。）並びに同条第四項第一号ハ及びニ、第二号並びに第三号の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に係る法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（香川県中心市街地における県税の特別措置条例及び香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例）

5 次に掲げる条例の規定中「附則第二十六項」を「附則第二十七項」に改める。

- 1 香川県中心市街地における県税の特別措置条例（平成十一年香川県条例第二十五号）第一条
- 2 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成十四年香川県条例第五十七号）第二条

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 眞鍋武紀

香川県条例第五十一号

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例及び

香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例

（香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例の一部改正）

第一条 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和四十七年香川県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

（香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正）

第二条 香川県中心市街地における県税の特別措置条例（平成十一年香川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（以下「新農土条例」という。）第三条第一項の規定及び第二条の規定による改正後の香川県中心市街地における県税の特別措置条例（以下「新中心市街地条例」という。）

という。(第二条の規定は、平成十八年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 (香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

適用日以後に新農工業条例第一条第一号に規定する農村地域工業等導入指定地区内において新農工

業条例第三条第一項に規定する工業等用設備を新設し、又は増設した者で同項の規定の適用を受けよ

うとするものうち、新農工業条例第四条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から一

月以内に到来することとなるものについては、同条中「地方税法第七

十二条の二十五、第七十二条の二十八、第七十二条の五十五(同法第七十二条の五十五の二の規定

により申告がされたものとみなされる場合を含む。)若しくは第七百四十五条第一項において準用

する第三百八十三条又は香川県税条例(昭和二十九年香川県条例第十三号)第四十七条第一項の規

定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別

措置条例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例(平成十八年香

川県条例第五十一号)の施行の日から一月以内」とする。

(香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

3 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年

法律第九十二号)第六条第六項の規定により基本計画を作成し、適用日以後にこれを公表した市町

の区域内の新中心市街地条例第一条に規定する中心市街地において、同条に規定する特定商業基盤

施設を設置した者で新中心市街地条例第二条の規定の適用を受けようとするものうち、新中心市

街地条例第三条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から一月以内に到来することと

なるものについては、同条中「県税条例第四十七条の規定によるものについては、同条中「県税条例第四十七

条の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条

例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条

例第五十一号)の施行の日から一月以内」とする。

職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十二号

職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成十三年香川県条例第四十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第六条中「通勤」の下に「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和四十二年法

律第二百一十一号)第二条第二項第一号及び第一号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条

第三項に規定する通勤に該当するものに限る。第八条において同じ。)を加える。

第十条中「又は有有限会社」及び「及び有有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香川県警察職員特別補償金条例

の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 眞鍋武紀

香川県条例第五十三号

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例及び

香川県警察職員特別褒賞金条例の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年香川県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 住居と勤務場所との間の往復
- 二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)
- 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)

第二条の二第二項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第九条中「身体障害」を「障害」に、「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第十条第二項中「身体障害」を「障害」に改める。

第十一条第一項第四号中「等級の身体障害」を「障害等級の障害」に改める。

附則第三条中「身体障害」を「障害」に改める。

附則第三条の三第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

を「障害等級」に改める。

附則第二条の四第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第六条第一項中「身体障害」を「障害」に改める。

別表第二の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第十九条第二項に規定するところによる。

(香川県警察職員特別褒賞金条例の一部改正)

第二条 香川県警察職員特別褒賞金条例(昭和四十三年香川県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「別表に掲げる」を「第二十九条第二項に規定する」に、「等級」を「障害等級」に改める。

第五条中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第二中 障害の等級

を

障害等級

に改め、同表備考中「障害の等級」を「障

害等級」に、「第十九条第二項、第三項第二号」を「第十九条第五項並びに第六項第二号」に改め、「並びに第五項」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二

条の規定は、平成十八年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用

し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十四号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和四十二年香川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示

第五十四号）を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に改め、同条第二項

中「予防接種、」を「予防接種並びに」に改め、「並びに知事が指定するがん検診及び婦人健康診査

事業に係る健康診査」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十五号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項及び第十四条の三中「坂出緩衝緑地」の下に、「香川県立丸亀競技場」を加え

る。

別表第一第二号の表栗林公園の項中「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改める。

「

別表第二第五号の表栗林公園の項中「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に



別表第三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

十五分	額	一百円を超えない範囲で規則で定める額
十分	額	五百円を超えない範囲で規則で定める額
十五分	額	一百円を超えない範囲で規則で定める額

に改める。

一台	三十分	額	一百三十円を超えない範囲で規則で定める額
一台	三十分	額	五百円を超えない範囲で規則で定める額
一台	三十分	額	普通自動車
一台	三十分	額	大型自動車

有料公園施設の 種類及び名称	運動施設	競技場	専用使用の場合				基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）	単 位	金 額
			アマチュアスポーツの場合	入場料を徴収しない場合	学校等	学校等以外のもの			
			アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合	学校等 入場料を徴収する場合	学校等以外のもの	学校等以外のもの	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	一時間あたり 一時間あたり 一時間あたり 一時間あたり	三千円 八千円 入場料の最高額の三 十倍に相当する額 入場料の最高額の四 十五倍に相当する額 一万二千円

補助競技場		競技場又は補助競技場を回数券により利用する場合及び附属設備又は器具を利用する場合の	
入場料を徴収する場合	一般 生徒及び児童 専用使用でない場合	一般 生徒及び児童 専用使用でない場合	一人につき一回
第一トレーニングルーム	専用使用の場合 専用使用でない場合	専用使用の場合 専用使用でない場合	一人につき一回
第二トレーニングルーム	専用使用の場合 専用使用でない場合	専用使用の場合 専用使用でない場合	一人につき一回
記録放送室及び放送機器	スコアボード	会議室	一人につき一回
特別会議室	夜間照明施設	アマチュアスポーツの場合	一人につき一回
八分の一点灯	アマチュアスポーツ以外の場合	アマチュアスポーツ以外の場合	一人につき一回
五分の一点灯	アマチュアスポーツ以外の場合	アマチュアスポーツ以外の場合	一人につき一回
三分の一点灯	アマチュアスポーツ以外の場合	アマチュアスポーツ以外の場合	一人につき一回
二分の一点灯	アマチュアスポーツ以外の場合	アマチュアスポーツ以外の場合	一人につき一回
三分の二点灯	アマチュアスポーツ以外の場合	アマチュアスポーツ以外の場合	一人につき一回
全点灯	アマチュアスポーツ以外の場合	アマチュアスポーツ以外の場合	一人につき一回
専用使用の場合	アマチュアスポーツの場合	学校等	一人につき一回
学校等以外のもの	アマチュアスポーツ以外の場合	学校等	一人につき一回
アマチュアスポーツ以外の場合	アマチュアスポーツ以外の場合	アマチュアスポーツ以外の場合	一人につき一回
専用使用でない場合	専用使用でない場合	専用使用でない場合	一人につき一回
生徒及び児童	生徒及び児童	生徒及び児童	一人につき一回
一般	一般	一般	一人につき一回
第一トレーニングルーム	千五百円	第一トレーニングルーム	千五百円
第二トレーニングルーム	五百円	第二トレーニングルーム	五百円
記録放送室及び放送機器	五百円	記録放送室及び放送機器	五百円
スコアボード	三千円	スコアボード	三千円
会議室	五百円	会議室	五百円
特別会議室	千円	特別会議室	千円
夜間照明施設	五千円	夜間照明施設	五千円
八分の一点灯	九千円	八分の一点灯	九千円
五分の一点灯	一万三千円	五分の一点灯	一万三千円
三分の一点灯	四万円	三分の一点灯	四万円
二分の一点灯	五万六千円	二分の一点灯	五万六千円
三分の二点灯	六万円	三分の二点灯	六万円
全点灯	十八万円	全点灯	十八万円
専用使用の場合	八百円	専用使用の場合	八百円
学校等以外のもの	千六百円	学校等以外のもの	千六百円
アマチュアスポーツ以外の場合	三千二百円	アマチュアスポーツ以外の場合	三千二百円
専用使用でない場合	五百円	専用使用でない場合	五百円
生徒及び児童	百五十円	生徒及び児童	百五十円
一般	五十円	一般	五十円
入場料の最高額の九 十倍に相当する額	百五十円	入場料の最高額の九 十倍に相当する額	百五十円

額は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二第五号イの表の改正規定（「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門前駐車場」に改める部分を除く。）は平成十八年八月一日から、別表第二号の表の改正規定及び別表第二第五号イの表の改正規定（「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改める部分に限る。）は同年十月一日から施行する。

卸売市場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十六号

卸売市場法施行条例の一部を改正する条例

卸売市場法施行条例（昭和四十六年香川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「各号」を削り、同条第四号中「資本」を「資本金」に改める。

第六条中「各号」を削り、同条第二号中「資本」を「資本金」に改め、同条第三号中「行なおう」

を「行おう」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項中「営業」を「事業」に改める。

第十条第一項中「行なつていた」を「行つていた」に、「営業」を「事業」に改める。

第十八条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成十八年七月十四日印刷発行

印刷発行所  
香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています